

# ほろにかが

平成29年12月15日  
全国卸売酒販組合中央会

## 「物流費・人件費等の高騰と改正酒税法について」

北海道支部長 小田 彰

今年の酒類業界の大きな動きとしては、6月よりの「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合法等に関する法律の一部改正」（改正酒税法等）の施行やそれに伴う「酒類の公正な取引に関する基準」の策定に尽きることは、誰しもが認識するところであります。

現在、その施行にあたり各酒類卸業者が大変な努力をされ、また国税当局の実態調査等も徐々に進められており、地域別の進捗度合もありますが、一定の利益改善効果が期待される状況となってまいりました。

一方、酒類業界におきましては、ドライバー不足による物流関係経費や人手不足による人件費の高騰に頭を悩ませている状況となっており、経営に大きな影響を及ぼしております。

その中で、その解決方法の一つとして、卸組合中央会の事業活動の一環として提唱しております「経営近代化の推進」を図っていかねばならないと実感しているところでもあります。

物流に関しましては、各企業による共同物流の推進、より効率化を目指したIoTや人工知能(AI)を生かした自動倉庫及びオートピッキングシステム、最新のマテハン設備等の導入を図っていかねばならないと考えます。

また人材の確保では、様々な人材養成研修も充実化し、個人別のスキルも向上させ、業務効率化を図っていかねばなりませんし、他業種と比較し労働条件がきついとされる酒類卸では、個々企業に合わせた「働き方改革」や「待遇改善」も行わねばなりません。

中央会の中でも、様々な支援も用意されており、また政府の税制改正でもそれらに対する減税措置等の対策も考慮される等の報道もなされております。

各企業がこれらの推進を図るには、様々な経費類の支出があり、それには収益の確保が重要となることは必至であります。今回の「改正酒税法等」の施行や来年春よりのビール類の価格改定による「適正な利潤確保」を確実なものとしていかなければ、それらの実行も不可能なものになると考えます。

今回の改正はよく最後のチャンスと言われますが、物流費・人件費高騰が企業経営に影響を及ぼしている現状の中、組合員が一丸となってぶれることなく、この改正を継続的に取り組んでいく必要があると考えます。